

また、法人事業税について、収入割と所得割の税率変更とのことだが、これにより本県に入るべき法人税の減収はいくらになるのか。これについては全国知事会でも、この改正により自治体の収入が減るため、慎重な対応を求める意見も出されていると理解しているが、県はこうした改正についてどのように考えているか。

税務課長

企業版ふるさと納税については事業を担当する課が所管している。本県の対象事業はJヴィレッジによる地方再生推進プロジェクトと只見線活用による奥会津振興事業の2つが認定されており、Jヴィレッジに関してはエネルギー課、只見線に関しては只見線再開準備室が寄附金の窓口になっている。

法人事業税の電気供給業の制度改正により電気供給業の課税方式を見直すことについては、委員指摘のとおり、令和2年の税制改正において、地方公共団体としてはこれまでの収入金額課税の方式を維持するとの観点で全国知事会を通して要望してきたところである。

今回、電気供給業のうち2割程度に所得割等の概念が入ることになった。減収の規模については理論値であるが、本県の場合、この制度改正で7億円程度の減収と考えている。ただ、実際影響が出るのは3年度以降で、あくまでも試算であり、今後の課税状況等で変化は生じる。

吉田英策委員

Jヴィレッジと只見線のふるさと納税の金額はいくらか。

税務課長

申し訳ないが、寄附の金額等については担当部局で所管しており把握していない。

吉田英策委員

総29ページの新旧対照表の1番上の行に、旧に「扶養親族等申告書」とあり、新には「扶養親族申告書」と、等の文字が消えているが、これについて説明願う。

税務課長

新旧対照表の右側の下線部分の「若しくは法第23条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者である者」、この「単身児童扶養者」が新しい条例上は抜けることになる。単身児童扶養者とは未婚の独り親、つまり婚姻も事実婚もしておらず、なおかつ児童手当を受けている者であるが、これに該当する旨の記載を不要とするため条例上削除した。これまで扶養親族等の等にはこの部分が含まれていたが、それがなくなるため「扶養親族申告書」に変更になったものである。

古市三久委員

吉田委員の最初の質問に関連するが、新型インフルエンザ等対策特別措置法では私学法人分のマスクを備蓄しておくとの考えはなかったのか。

私学・法人課長

県全体で備蓄しているものはあったが、それは新型コロナウイルス対策本部で優先的に医療機関に配付したと聞いている。

古市三久委員

予算は計上したがマスクは購入できず、学校やこども園等に配付できなかったとのことである。その意味では対応のまずさがあった。購入できないことを分かっているながら予算計上したことになる。そのようなやり方はあってはならない。今回のことを教訓にして、それなりの準備を願う。世界のマスクの半分が中国で作られていることにも問題はありますが、その辺りも考慮の上、準備することが必要であるから、しっかりと対策を講じてほしい。要望とする。

総1ページの認定こども園等の環境整備等事業は具体的にどのようなものか。

私学・法人課長

私立幼稚園、幼稚園型認定こども園など97園への補助である。予定としては、子供用マスクを約10万枚、手指消毒用エタノールを6,000本、除菌スプレーを2,100本、薬用ハンドソープを約1,900本購入し配付する。

古市三久委員

基本的には保護者がマスク等を用意するのが前提だと思うため、不足する分として4万枚と計算したのだと思うが、その根拠は何か。

私学・法人課長

基本的にマスクは親が準備するが、幼稚園児は破いたり汚したりするため、在園児約1万人の1割程度をスペアとして考えている。

古市三久委員

1万人の10%は、どのくらいの期間を想定しているのか。

私学・法人課長

6月いっぱいと考えている。幼稚園は完全に休んでいるわけではなく預かり保育があり、その園児のうち毀損したものに対応したい。

古市三久委員

預かり保育にも使うため、6月までとのことか。

私学・法人課長

正確には3か月分と見ている。

古市三久委員

それで4,400万円が全て使われるとの理解でよいか。

私学・法人課長

説明したのは半分であった。県で配付する分が今の数字である。

また、幼稚園によっては、例えば次亜塩素酸が噴霧されるような空気清浄機や次亜塩素酸水生成器等を園自体で購入する場合の補助金として、1園当たり25万円を用意している。幼稚園の特殊指定としてどうしてもエタノールが欲しいという場合も補助対象になる。

古市三久委員

外国等では、町の様々な場所を消毒しているが、例えば幼稚園等でそのような消毒をする場合に援助の考えはあるか。

私学・法人課長

園児等に感染者や濃厚接触者が出て消毒すべきと園が判断した場合は補助対象になる。

古市三久委員

補助対象の予算はどこに含まれているのか。

私学・法人課長

今ほど説明した1園当たり25万円の補助金の中に含まれている。

古市三久委員

総1ページの2の私立小・中・高等学校等における感染症対策事業の2,715万円については、どのような内容か。

私学・法人課長

小学校、中学校、高校生にマスクを配付するものである。

古市三久委員

これは1の認定こども園等の環境整備等事業と同じ根拠で配付するのか。

私学・法人課長

幼稚園にはないが、小中高校生については布製マスクが1人に2枚、国から直接配付される予定である。

幼稚園については配付されないため、使い捨てマスクを多めに購入して配付するが、小中高校生も布製マスクが汚れたり忘れたり破けたりすることを考慮し、1校につき1日当たり20枚程度を予備として準備するものである。

古市三久委員

20枚で足りるかは別にして、マスクについてはそれなりに入手が容易になってくる可能性が出てくるため、臨機応変に1と2の事業も併せてしっかり取り組むよう願う。

橋本徹委員

古市委員の関連質問をする。

マスク10万枚、エタノール6,000本との説明であったが、想定した単価を聞く。

私学・法人課長

子供用マスクは1枚当たり55円、手指消毒用エタノールは1本当たり2,200円、除菌スプレーは1本当たり1,100円、薬用ハンドソープは1本当たり270円である。

橋本徹委員

この単価の設定根拠は何か。

私学・法人課長

除菌スプレー、ハンドソープについては令和元年度に購入実績があり、エタノールについては業者の見積価格、子供用マスクについては過去の実績である。

(5月 4日 (月) 危機管理部)

吉田英策委員

新型コロナウイルス感染症対策の前線で奮闘されていることに敬意を表する。

救助費の避難所における新型コロナウイルス感染対策強化事業について、マスクや消毒液等の備蓄、要配慮者、高齢者の避難場所としてホテルや旅館の確保とのことだが、どのような災害の場合にこのようなホテル等を確保するのか。

災害対策課長

災害時におけるホテル旅館の活用については、東日本大震災や台風第19号の際も、一旦、学校や公民館等に避難し、しばらくたってからホテルや旅館の活用をしていたのがこれまでの形である。今回は新型コロナウイルス感染症対策であるため、市町村において避難準備・高齢者等避難開始発令後すぐに、ホテル旅館を活用してもらうよう考えている。

どのような災害かについては、去年の水害のようにタイムラインが読めて、早めに要配慮者を避難させなければならぬことが明らかな場合に活用できるよう、地元の旅館組合と市町村で調整するスキームを早急につくり、速やかな避難ができるよう考えている。

吉田英策委員

全県がその対象になると思うが、ホテルや旅館が見つからないことも想定されると思う。全県となると長距離の避難も想定しているのか。

災害対策課長

本件に関しては全県的な組織である県旅館ホテル生活衛生同業組合と相談しており、社会貢献としてぜひ協力したいとのことである。

ただ、指摘のとおり、地元のホテル旅館がないところもある。この場合、長距離での避難はあまり想定していないが、例えば、桑折や伊達の場合、飯坂温泉であれば近場なのではないかと考えており、広域調整について県としても積極的に関わっていきたい。

吉田英策委員

専決処分の報告で、財源構成も含まれるが総務費の収入1,767万1,000円とある。企業からの寄附金とのことであるが、どのような寄附金なのか具体的に聞く。

危機管理課長

この基金は原子力災害等復興基金であり、平成31年度の特に大きな寄附は株式会社ダイナムからであり、9月と3月に、年額2,300万円ほどである。

それ以外にも収入総額が5,133万4,000円となり、当初の予算額を超過したため、収入額の専決の形で今回報告したものである。

古市三久委員

吉田委員に関連するが、危1ページは新型コロナウイルス感染症対策に特化したものか。

災害対策課長

避難所の備品の整備については原則として市町村の財源で対応している。

一方で、今回新型コロナウイルス感染症対策のために必要な体温計やマスク、消毒液や手洗い石けん等がこれまでの準備よりも多く必要になるとの想定により、今回限りとして、市に対し補助金200万円を限度として2分の1まで、町村に対し同様に100万円を限度として交付し、備品の整備を進めるための予算化を行った。

古市三久委員

ホテル等もこの避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業に含まれているのか。これは何を準備するためのものか。

災害対策課長

説明した備品については、体育館や学校等の一時避難所で使うことを想定している。

一方、新型コロナウイルス感染症対策の場合、密を避けるために、一人ずつあるいは家族ごとに部屋割りをし、独立した部屋で過ごすことが必要と考えており、旅館やホテルを活用する。

対象者については今後市町村と調整を図っていくが、万が一感染した場合の重症化リスクが高いと考えられる基礎疾患がある人や高齢者、妊婦を想定している。

古市三久委員

危険性の高い人をホテル旅館に収容するとのことだが、想定の人数を聞く。

災害対策課長

計上している予算は8,622万円であり、物資整備に約7,200万円、ホテル旅館に約1,400万円としている。

ホテル旅館については、1泊税抜で7,000円、1,200人の3日分の計算である。これについては、昨年の災害救助法が適用されなかった台風第15号での避難者数から計算し、おおむねこの程度で何とかなるのではないかと考えた。これ以上の人数の宿泊が必要になるような災害であれば、国の災害救助法が適用されるし、また、適用となるよう求めていく考え方である。

古市三久委員

今回新型コロナウイルス感染症が発生し、その対応として予算計上したものである。今後の想定は難しいが、毎年発生する可能性もある。さらに毎年災害が起きる可能性もある中では、恒常的な予算措置も必要ではないか。

災害対策課長

今回の避難所における物資の整備については、市町村にとっては急激に事態が進捗する不測の事態であるため今回限りの支援とし、今後このような感染症があった場合の備えは市町村で行うようにしてもらいたい。

ホテル旅館の活用については、災害救助法が適用されない場合にこのような避難をさせると基本的に全て市町村の負担になる。これは災害救助法法制的な部分であるため、我々としては国の対応と併せて市町村負担の財源措置も求めていく。

古市三久委員

課長説明のとおり、国にそのような体制や予算措置を求める必要があると思う。しっかり取り組み、感染症問題と災害

が同時に発生しても十分対応できるよう、新型コロナウイルスの問題や昨年の台風第19号を教訓として対応願う。